告示

○総務省告示第三百六十七号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第二百六十二条の二ただし書の規定に基づき、平成十八年総務省告示第百二号（無線局運用規則第二百六十二条の二の表下欄に掲げる海域において同条の規定を適用しない場合を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月十三日

総務大臣　佐藤　勉

第一項中「他の無線局」を「無線局運用規則第二百六十二条の二ただし書の総務大臣が別に告示する場合は、他の無線局」に改め、「掲げる場合」の下に「とする」を加え、「ただし」を「この場合において、同条に規定する無線局は」に、「電波の発射を中止するよう」を「混信を除去するために必要な措置を執るよう」に、「当該混信を除去するために必要な措置を執る場合に限る」を「直ちに当該措置を執らなければならず、また、電波の発射を中止するよう求められたときは直ちに当該電波の発射を中止しなければならない」に改め、同項第一号の表を次のように改める。

周波数	海域
一四・〇GHzを超え一四・四GHz以下	サウジアラビア王国、バーレーン王国、ブルネイ・ダルサラーム国（注1）、キプロス共和国、大韓民国、アラブ首長国連邦、ギリシャ共和国、インドネシア共和国（注1）、イラン・イスラム共和国、クウェート国、イラク共和国、マレーシア、マルタ共和国、オマーン国、パキスタン・イスラム共和国（注2）、フィリピン共和国（注2）、シンガポール共和国（注1・注2）、スリランカ民主社会主義共和国又はタイ王国の低潮線から一二五キロメートル以内の海域
一四・四GHzを超え一四・五GHz以下	サウジアラビア王国、バーレーン王国、キプロス共和国、アラブ首長国連邦、ロシア連邦、ギリシャ共和国、イラン・イスラム共和国、クウェート国、イラク共和国、マレーシア、マルタ共和国、オマーン国、フィリピン共和国（注2）、カタール国、シンガポール共和国（注1・注2）、スリランカ民主社会主義共和国又はタイ王国の低潮線から一二五キロメートル以内の海域

注1　次に掲げる沿岸国の低潮線から一二五キロメートル以内の海域においては、それぞれ次に掲げる周波数の電波を使用する場合に限る。

(1)　ブルネイ・ダルサラーム国　一四・〇GHzを超え一四・三GHz以下

(2)　インドネシア共和国　一四・〇GHzを超え一四・三五GHz以下

(3)　シンガポール共和国　一四・〇GHzを超え一四・二五GHz以下

注2　無線通信規則第五条の周波数分配表において一次業務として分配されている固定業務又は移動業務の無線局からの有害な混信を容認する場合に限る。

○総務省告示第三百六十八号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）別表第一号二の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月十三日

総務大臣　佐藤　勉

第六中「毎秒三・八四メガチップ」の下に「又は毎秒七・六八メガチップ」を加える。

別表第五号中「毎秒3.84メガチップ」の次に「又は毎秒7.68メガチップ」を加える。

○総務省告示第三百六十九号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の七の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第百六十二号（専用通信回線設備等端末の電気的条件及び光学的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月十三日

総務大臣　佐藤　勉

別表第五号中「無線設備規則第49条の６の６に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒3.84メガチップ」を「無線設備規則第49条の６の６に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒3.84メガチップ又は毎秒7.68メガチップ」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十一年七月十三日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
二八三二	二一、六、二六	桑原　一
二八三三	二一、六、二六	髙橋　貞昭
二八三四	二一、六、二六	植島美枝子
二八三五	二一、六、二六	山口　登
二八三六	二一、六、二六	横山　光治
二八三七	二一、六、二六	岡　千枝
二八三八	二一、六、二六	菅　拓摩
二八三九	二一、六、二六	小嶋　康寛
二八四〇	二一、六、二六	今﨑　民治
二八四一	二一、六、二六	茨木　智
二八四二	二一、六、二六	髙野　廣
二八四三	二一、六、二六	古賀　利洋
二八四四	二一、六、二六	和久喜美男
二八四五	二一、六、二六	奥野　繁次
二八四六	二一、六、二六	谷　友博
二八四七	二一、六、二六	浅田　芳弘
二八四八	二一、六、二六	井出　博美
二八四九	二一、六、二六	松阪　洋
二八五〇	二一、六、二六	川上　清一
二八五一	二一、六、二六	加藤　正親
二八五二	二一、六、二六	吉野　康幸

○政治資金適正化委員会告示第三十二号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人から登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年七月十三日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
二〇二四	宮内眞木子	二〇二九	一、一、二九
二〇八二	吉村　潤	二〇八七	二一、六、八

○法務省告示第三百二十七号

富山県高岡市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十一年七月十三日

法務大臣　森　英介

富山県高岡市下牧野四百三十二番地　中山ゑぐ

○法務省告示第三百二十八号

新潟県小千谷市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十一年八月十三日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、小千谷市役所又は新潟地方法務局長岡支局に照会すること。

平成二十一年七月十三日

法務大臣　森　英介

新潟県中魚沼郡岩澤村大字岩澤千九百六十番地　山田　金松

○法務省告示第三百二十九号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十九年政令第三百二号）第一項（同令第四項において準用する場合を含む。）の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。

平成二十一年七月十三日

法務大臣　森　英介

登記所	事務	指定の効力が生ずる日
京都地方法務局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十一年七月十三日